

独立行政法人造幣局の令和4年度評価結果の反映状況

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第28条の4の規定に基づく評価結果の事業計画並びに業務運営の改善への反映状況は以下のとおり。

評価項目	令和4年度評価における課題、改善事項	令和5年度業務運営の改善への反映状況	令和6年度事業計画への反映状況
<p>その他業務運営に関する重要事項</p>	<p>・決裁文書の改ざん（1件）が発生しており、今後同様の問題が発生することがないよう、決裁文書の改ざん防止に関する教育など、役職員のコンプライアンス意識を醸成・確保する取り組みの一層の強化が求められる。</p>	<p>Ⅶ-1-(2) コンプライアンスの確保</p> <p>○コンプライアンス研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部専門家に依頼して作成した研修教材（動画及びテキスト）を用いて、「不正が起きない、明るく働きやすい職場環境をつくる」と題した研修（確認テストを含む。）を全職員に対して実施した。 ・コンプライアンスに対する継続的な意識付けを行うため、各種の階層別研修（新規採用職員研修、係長・課長補佐・課長研修、技能長・作業長研修、非常勤職員等）において、造幣局コンプライアンス・マニュアルを活用したコンプライアンス研修を実施した。 ・新規採用職員に対しては、新規採用職員研修に加えて、新規採用職員フォローアップ研修において、公務員等の不祥事案を含めた内容のコンプライアンス研修を実施した。 <p>○法人文書管理の徹底に係る取組</p> <p>令和5年4月に決裁文書の改ざんが判明したことを受け、令和5年度より新たに導入した文書管理システムを用いた決裁文書の電子化を徹底した。また、決裁文書と異なる内容の公文を発出することを防ぐため、内部規則を改正して、公文発出前に文書管理者又は文書管理担当者の確認を受けることと</p>	<p>Ⅶ. 1. (2) コンプライアンスの確保</p> <p>職員に対するコンプライアンスに関する各種研修の実施や、各職場・役職員間でコンプライアンスに関する意見交換・共有の機会を設けること等の活動を通じて、役職員のコンプライアンスに対する意識の向上・醸成を図るとともに、社会経験の少ない若年層職員に対してはその意識の徹底を図ることにより、コンプライアンスの確保に一層積極的に取り組みます。また、業務上の不正・不法行為等による重大事象を発生させないように取り組むとともに、発生時には的確な対応を行います。さらに、法人文書管理に関するコンプライアンスの確保のため、令和5年度に導入した電子決裁システムの適切な運用とともに、法人文書管理についての意識の向上・醸成に取り組みます。</p>

評価項目	令和4年度評価における課題、改善事項	令和5年度業務運営の改善への反映状況	令和6年度事業計画への反映状況
		<p>した。</p> <p>(注) 文書管理システムで起案・承認された決裁文書は、仕組み上、改ざんできないようになっている。</p> <p>○職員のコンプライアンス意識の向上のための取組</p> <p>コンプライアンス意識調査を実施し、その集計結果を各課室長にフィードバックするとともに、理事長メッセージ等を活用して各課室内でコンプライアンスに関する意見交換・共有の場を設けることにより、職員のコンプライアンス意識の向上に取り組んだ。</p>	